

平成 26 年 3 月  
京都市職員共済組合

〔 222-3240 (共済企画・年金担当)  
3239 (保健担当) 〕

## 目 次

- 1 平成 26 年度予算が承認されました
- 2 短期給付及び福祉（保健）事業に係る掛金率について
- 3 「特例による退職共済年金の支給開始年齢」について
- 4 産前産後休業期間中の掛金免除について
- 5 育児休業手当金の支給率引上げについて
- 6 扶養状況調査への御協力ありがとうございました
- 7 今一度、御家族の扶養状況を御確認ください
- 8 京都市健康保険組合の保険証をお持ちではありませんか？
- 9 70歳代前半の方の窓口での自己負担割合について
- 10 附加給付の見直しについて
- 11 消費税の改正に伴う利用料金の変更について
- 12 保養所きよみずの廃止について
- 13 平成 26 年度人間ドックの変更点について
- 14 新しい検診が始まります！～総合がん検診【充実型】を創設～
- 15 「職員相談室」の開室時間の変更について
- 16 任意継続組合員の方も、えらべる倶楽部を御利用いただけます

## 1 平成 26 年度予算が承認されました

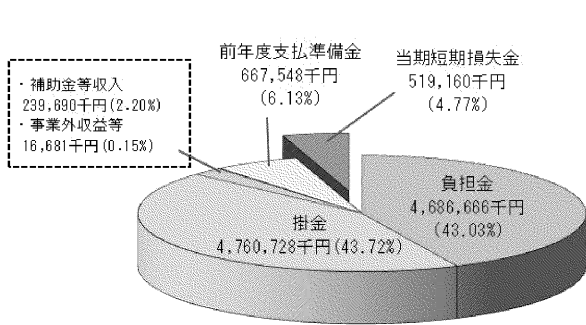
平成 26 年 3 月 20 日に開催された第 135 回組合会において、共済組合の平成 26 年度予算が承認されました。これに伴い、短期給付に係る掛金率の改定を行うこととなりましたのでお知らせします。

### 1 短期経理〔医療保険〕

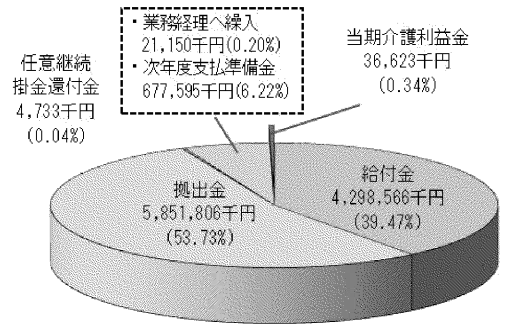
短期給付事業は、組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡及び災害等の給付を行う事業です。

収入は、給与カットの終了と掛金率の引上げにより増加する見込みとなっており、主な収入内訳は、京都市等からの負担金が 4 億 8,666 万円、組合員の皆様の掛金が 4 億 7,072 万円となる見込みで、収入総額は 1 億 03 億 7,131 万円となります。一方、支出は、保健給付等の給付金が 4 億 9,856 万円、高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金が 5 億 8,580 万円となる見込みで、支出総額は 1 億 08 億 5,385 万円となります。

介護保険に係る勘定については、累積赤字を解消するため 3,662 万円の黒字を見込んでい一方、医療保険に係る勘定については、医療費や高齢者医療制度への拠出金負担が高水準で推移しているため、5 億 1,916 万円の赤字を見込んでおります。この赤字については、積立金を取り崩すことにより対応いたします。



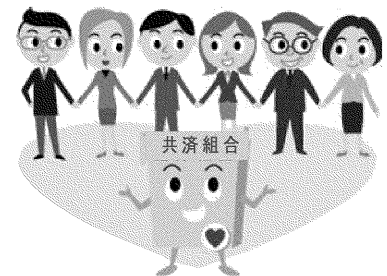
収入 計 10,371,313千円



支出 計 10,853,850千円

※ ( ) は収入又は支出総額に占める割合

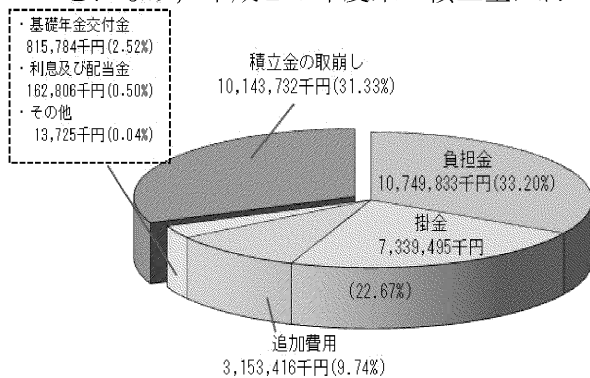
- ◇ 負担金・・・地方公共団体等が負担する負担金
- ◇ 掛金・・・組合員の皆様が負担する掛金
- ◇ 補助金等収入・・・育児（介護）休業手当金の給付額に対する交付金等
- ◇ 事業外収益・・・保有資産の利息及び配当金等
- ◆ 拠出金・・・高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金
- ◆ 支払準備金・・・将来の給付金支払のため積み立てなければならない準備



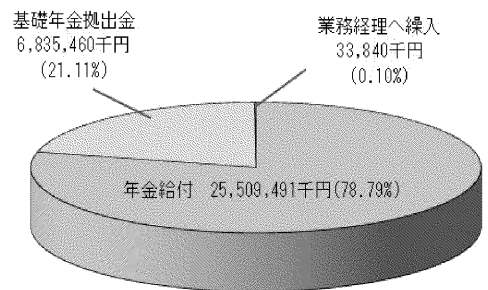
## 2 長期経理〔年金〕

長期給付事業は、掛金、負担金及び将来の年金支給のための積立金の運用収益により、退職者等への年金給付を行っています。

収入総額は222億3,506万円で、主な内訳は京都市等の負担金が107億4,983万円、組合員の皆様の掛金が73億3,949万円、追加費用が31億5,341万円、基礎年金交付金が8億1,578万円となる見込みです。一方、支出総額は323億7,879万円で、主な内訳は年金給付が255億949万円、基礎年金拠出金が68億3,546万円となる見込みです。収入と支出の差額△101億4,373万円については、長期給付積立金から取り崩すことになり、平成26年度末の積立金は約157億円となる見込みです。



収入 計 22,235,059千円



支出 計 32,378,791千円

- ◇ 追加費用・・・共済組合が発足した昭和37年12月より前の期間に相当する年金の実額を地方公共団体が負担するもの

### 3 業務経理〔事務費〕

業務経理は、短期及び長期給付に係る事務費を管理・執行する経理です。この経理の費用は、京都市等からの負担金と短期及び長期経理からの繰入金によって賄われています。

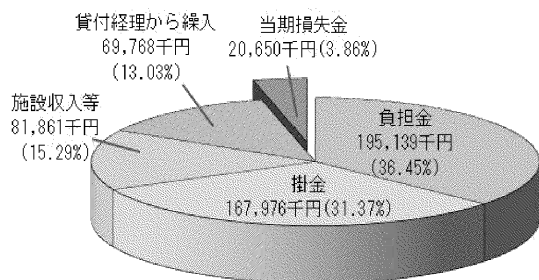
収入総額は、1億6,972万円で、主な内訳は京都市等からの負担金が、1億1,421万円、短期及び長期経理からの繰入が5,499万円となる見込みです。

一方、支出総額は1億7,654万円で、主な内訳は図書印刷費や郵送料等の事務費が1,608万円、新年金システムの導入経費等の委託費1億2,573万円、共済組合ニュース等の普及費が282万円となる見込みです。

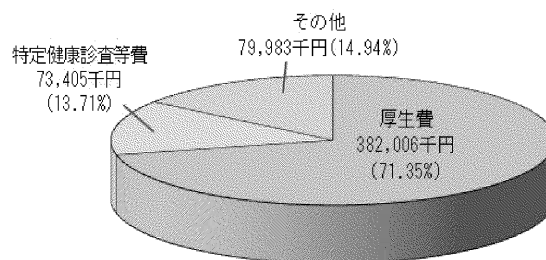
### 4 保健経理〔保健事業〕

保健事業は、組合員の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査・保健指導、人間ドック・脳ドック・各種がん検診、職員相談室、スポーツ施設、歩こう会、保養所きよみずなどの事業を行っています。また新規事業として、会員制福利厚生事業（えらべる倶楽部）を京都市職員厚生会との共同事業として実施いたします。

収入総額は5億1,474万円で、内訳は京都市等からの負担金が1億9,513万円、組合員の皆様の掛金が1億6,797万円、施設収入等が8,186万円、新規事業のための貸付経理からの繰入金6,976万円となる見込みです。一方、支出総額は5億3,539万円で、主な内訳は各種検診事業や会員制福利厚生事業等を実施するための厚生費が3億8,200万円、特定健康診査等費が7,340万円となる見込みです。なお、収入と支出の差額△2,065万円については、積立金を取り崩すことにより対応いたします。



収入 計514,744千円



支出 計535,394千円

- ◇ 施設収入・・・定期健康診断に代えて人間ドックを受けられた方に係る事業主からの法定健診受託料等
- ◆ 厚生費・・・人間ドック、脳ドック、がん検診に係る健康診断費、体育事業助成、スポーツ施設、各種セミナーに係る助成金及び会員制福利厚生事業(えらべる倶楽部)等
- ◆ その他・・・保養所きよみずや職員相談室の運営経費等

### 5 貸付経理〔貸付事業〕

貸付事業は、組合員の臨時（住宅、住宅災害、高額医療及び出産）の支出に対する貸付を行っています。

収入総額は組合員貸付金利息の収入により4,342万円となる見込みです。一方、経常費用総額は1,947万円で、主な内訳は、保険料846万円、貸付システム等の委託費400万円となる見込みです。このほか、会員制福利厚生事業のための保健経理への繰入金6,976万円となり、支出総額は、8,924万円となる見込みです。収入と支出の差額△4,582万円は、積立金を取り崩して対応いたします。

## 2 短期給付及び福祉（保健）事業に係る掛金率について

平成26年4月から短期給付及び福祉（保健）事業に係る掛金率は以下のとおりになります。

短期給付事業については、医療費や高齢者医療制度等の拠出金が高水準で推移しており、財政の安定化を図るため、掛金率を引き上げることとなりました。

また、福祉（保健）事業に係る掛金率については、据置きとなります。

### ○短期及び福祉掛金率（平成26年4月～）

（単位：千分比）

		現 行	平成26年4月以降	前年比	
短期 給付	短期分	給 料	57.50	<b>61.25</b>	3.75増
		期末勤勉手当	46.00	<b>49.00</b>	3.00増
	介護分	給 料	7.25	<b>7.50</b>	0.25増
		期末勤勉手当	5.80	<b>6.00</b>	0.20増
福祉事業 (保健)		給 料	2.35	<b>2.35</b>	—
		期末勤勉手当	1.88	<b>1.88</b>	—

### ○平成26年4月からの短期掛金額（福祉掛金額を含む）の目安表

毎月の本給	現行掛金 ※1 (59.85/1000)	改定後掛金 ※2 (63.60/1000)	掛金の増加額 ※3
200,000円	11,970円	12,720円	750円
300,000円	17,955円	19,080円	1,125円
400,000円	23,940円	25,440円	1,500円
500,000円	29,925円	31,800円	1,875円

※1 59.85/1000（現行掛金） = 57.50/1000（H25 短期掛金） + 2.35/1000（H25 福祉掛金）

※2 63.60/1000（改定後掛金） = 61.25/1000（H26 短期掛金） + 2.35/1000（H26 福祉掛金）

※3 40歳以上の組合員の方には介護掛金率（7.50/1000）が別途加算されます。

期末勤勉手当	現行掛金 ※1 (47.88/1000)	改定後掛金 ※2 (50.88/1000)	掛金の増加額 ※3
500,000円	23,940円	25,440円	1,500円
800,000円	38,304円	40,704円	2,400円
1,000,000円	47,880円	50,880円	3,000円
1,500,000円	71,820円	76,320円	4,500円

※1 47.88/1000（現行掛金） = 46.00/1000（H25 短期掛金） + 1.88/1000（H25 福祉掛金）

※2 50.88/1000（改定後掛金） = 49.00/1000（H26 短期掛金） + 1.88/1000（H26 福祉掛金）

※3 40歳以上の組合員の方には介護掛金率（6.00/1000）が別途加算されます。

### 3 「特例による退職共済年金の支給開始年齢」について

従来は、60歳から特例による退職共済年金が支給されていましたが、昭和28年4月2日以降生まれの方（司令以下の消防職員の方は6年遅れの実施となるので、昭和34年4月2日以降生まれの方）については、支給開始年齢が、下表のとおり61歳以降となります。

<特例による退職共済年金の支給開始年齢>

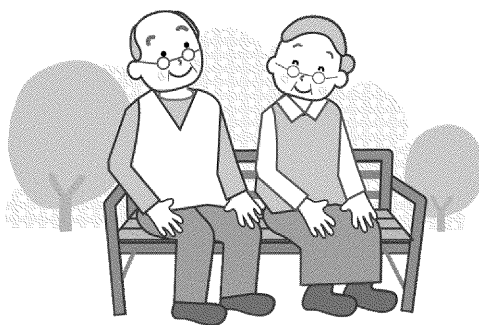
生 年 月 日	支給開始年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日～	65歳

※司令以下の消防職員の方は6年遅れとなります。

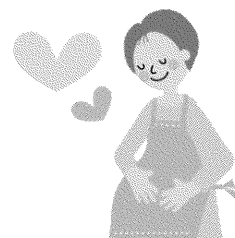
※加給年金額（生計を維持している配偶者等がいる場合に加算される額）は65歳からの支給となります。

なお、支給開始年齢が61歳以降となる方は、60歳から支給開始年齢になるまでの間、一定割合を減額して特例による退職共済年金の支給を繰上げ請求することができます。

ただし、繰上げ請求する場合、本来は65歳から支給される老齢基礎年金及び老齢厚生年金も併せて繰上げ請求する必要があるほか、共済組合加入中（常時勤務の再任用職員を含む）は繰上げ請求をしても、原則として退職共済年金が全額支給停止となるなど、御注意いただきたい点がありますので、事前に当共済組合に御相談ください。



## 4 産前産後休業期間中の掛金免除について



平成26年4月1日から、育児休業期間に加え、産前産後休業期間も申出により掛金（短期（介護）・長期・福祉）が免除になります。

### ★産前産後休業とは

産前産後期間（出産日（出産日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から、出産日後56日までの期間）において、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さないことをいいます。

なお、本市における「出産休暇」は労働基準法で定められた産前産後休業期間よりも2週間長く、産前・産後とも8週間取得できますが、掛金免除対象となるのはあくまで労働基準法上の産前産後休業期間（産前6週・産後8週）に限られます。

### ★産前産後休業期間中の掛金免除期間とは

産前産後休業の開始日の属する月からその産前産後休業の終了日の翌日の属する月の前月までの期間をいいます。

### ★対象者

平成26年4月30日以降に、産前産後休業が終了となる組合員。すなわち、平成26年4月30日の56日前となる平成26年3月5日以降に出産された方から、この制度が適用されます。

(例)

出産日	産後休業終了日	掛金免除対象月
平成26年3月4日	平成26年4月29日	制度対象外
平成26年3月5日	平成26年4月30日	平成26年4月分
平成26年4月1日	平成26年5月27日	平成26年4月分
平成26年4月15日	平成26年6月10日	平成26年4月分、5月分

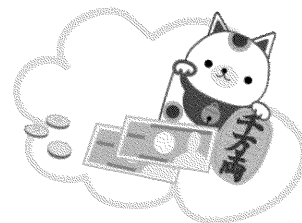
### ★産前産後休業中の掛金免除の申出について

産前産後休業期間中の掛金免除の適用を受けるためには、該当する組合員の方が各所属を通して当組合へ申出をする必要があります。

なお、産前産後休業期間中は給与が支払われますが、掛金免除の手続が遅れると、本来免除されるはずの掛金が給与から控除されてしまいます。その場合でも控除された掛金を還付いたしますが、申出等の手続が必要となりますので御注意ください。



## 5 育児休業手当金の支給率引上げについて



平成26年4月1日から、育児休業開始後180日に達するまでの期間、育児休業手当金支給率が50%→67%に引き上げられます。

### ★対象者

平成26年4月1日以降に育児休業を開始する組合員。すなわち、平成26年3月31日（産後休業終了日）の56日前となる平成26年2月3日以降に出産された方から、この制度が適用されます。



(例) 本給 230,000 円の A さんの場合

出産日：平成26年2月3日

育休期間：平成26年4月1日～平成29年2月2日

(手当金支給期間は子が1歳に達する日まで ※1)

### 【手当金支給率 67%適用期間中の支給額計算方法】

平成26年4月1日～平成26年9月27日(180日間)

$230,000 \text{ 円} \div 22 \text{ (固定)} = 10,450 \text{ 円}$  (10円未満四捨五入)

$10,450 \text{ 円} \times 0.67 \times 1.25 \text{ (※2)} = 8,751 \text{ 円 (支給日額)}$  (円未満切捨)

$8,751 \text{ 円} \times \text{休業日数 (※3)} = \text{支給月額}$

### 【手当金支給率 50%適用期間中の支給額計算方法】

平成26年9月28日～平成27年2月2日(181日以降、子が1歳に達する日まで ※1)

$230,000 \text{ 円} \div 22 \text{ (固定)} = 10,450 \text{ 円}$  (10円未満四捨五入)

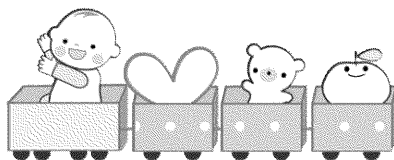
$10,450 \text{ 円} \times 0.5 \times 1.25 \text{ (※2)} = 6,531 \text{ 円 (支給日額)}$  (円未満切捨)

$6,531 \text{ 円} \times \text{休業日数 (※3)} = \text{支給月額}$

(※1) 総務省令（地方公務員等共済組合法施行規則第二条の五の三）に該当する場合は1歳6箇月まで。

(※2) 1.25を掛けているのは、本給に含まれない各種手当分を一律1.25として扱うため。

(※3) 祝日及び12/29～1/3を含み、土日を除く。



## 6 扶養状況調査への御協力ありがとうございました



共済組合では、年に一度、被扶養者の公平かつ適正な認定のため、扶養状況調査を行っています。今年度は、昨年7月に、18歳以上の被扶養者を対象とした調査を実施いたしました。調査の対象となった組合員の皆様には、御協力いただきありがとうございました。

＜結果＞ 調査対象者：7,493人 ⇒扶養削除となった被扶養者：約235人\*

\*通常の収入超過及び就職など、扶養調査によらない削除を含む。

被扶養者の要件を満たしていないことが判明した方については、事実発生日に遡って資格喪失となり、その間に医療機関にかかっていた場合は、共済組合が負担した医療費を組合員から返還していただきました。来年度以降も、その年々の状況に応じた調査を行いますが、組合員の皆様におかれましては、就職や収入超過などにより御家族が被扶養者としての要件を満たさなくなった場合には、速やかに届出をしていただきますようお願いいたします。

また、お問い合わせの多かった事業収入の場合における収入額から控除できる必要経費につきまして、この度、京都市職員共済組合被扶養者認定基準（※）に掲載しましたので、事業収入のある方を被扶養者としておられる方は御参考ください。

（※）京都市職員共済組合のホームページに掲載しています。



## 7 今一度、御家族の扶養状況を御確認ください

新年度を迎えるこの時期は、生活環境が変わる時期でもありますが、扶養家族に異動があった場合は共済組合まで届出が必要です。しかし、届出が遅れてしまい、事実発生日ではなく申告書の受理日が資格取得日になったり、数箇月も遡って資格を削除したりする事例がよく見受けられます。先述の扶養状況調査の中でも「被扶養者の収入の増減を把握していなかった。」「就職により新しい保険証があるので手続きをしなくてよいと思っていた。」「共済組合の扶養認定基準を把握していなかった。」などの理由によって、届出をしていなかった場合が多くありました。

資格取得日以前については共済組合からの給付が受けられない、遡って資格を削除した場合は資格喪失日以降に受診した医療費等を共済組合への返還していただく必要があるなど、組合員の皆様に不利益が生じる可能性があります。

この時期に今一度、御家族の扶養状況を御確認いただき、以下の例のように扶養家族に異動があった場合は、くれぐれも届出のお忘れがないようお願いいたします。

### 【扶養家族異動の一例】

- ◆配偶者が就職して、職場の健康保険組合に加入した。
- ◆子どものアルバイト収入が増えて、収入限度額を上回った。
- ◆父・母の年金受給が始まって、収入限度額を上回った。
- ◆被扶養者と別居して、扶養関係がなくなった。
- ◇子どもが退職して、職場の健康保険の資格を喪失した。
- ◇子どものアルバイト収入額が減って、収入限度額を下回った。
- ◇子どもが進学のため、一人暮らしを始めた。

※ 父母の収入額について、父母の一方の収入が収入限度額内であっても、もう一方の収入が増額したことにより父母の合算収入限度額が基準額以上となった場合は、被扶養者としての要件を満たさなくなります。



## 8 京都市健康保険組合の保険証をお持ちではありませんか？



京都市健康保険組合（健保組合）は平成22年12月に解散しましたが、健保組合の保険証の番号で医療機関から共済組合に請求が届くことがあります。健保組合の紙製の保険証はお使いいただけませんので、万一お手元にございましたら速やかに共済組合まで御返却をお願いいたします。

また、医療機関の窓口で共済組合の組合員証を提示していても、医療機関が発行する診察券等が健保組合のままであることもあります。お持ちの診察券等を今一度御確認いただき、健保組合のままであれば、医療機関にお申出いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

## 9 70歳代前半の方の窓口での自己負担割合について

現在、70歳代前半の方の医療機関の窓口での自己負担割合については、現役並み所得者を除き、本来2割のところを1割に軽減する措置がとられています。この度、平成26年4月受診分から次のとおりとなりますので、お知らせします。

平成26年3月31日以前に70歳に達した方は、現役並み所得者の方を除き、特例措置により引き続き1割負担のままです。特例措置は75歳になり後期高齢者医療制度に移行するまで継続されます。

一方、平成26年4月1日以降に新たに70歳になる方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）は、現役並み所得者を除き、本来の規定どおり2割負担となります。

いずれの場合も、該当される方につきましては、共済組合から「共済組合高齢受給者証」を交付します（申請は不要です）。負担割合については「2割（75歳到達まで特例措置により1割）」又は「2割」と記載されますので、御確認ください。

## 10 附加給付の見直しについて

共済組合独自で行っている附加給付の給付水準につきましては、厳しい財政状況や総務省からの指導により平成25年4月に見直しを行いました。給料月額が424,000円以上の組合員（上位所得者）の自己負担限度額につきましては、段階的に引き上げており、平成26年4月診療分から次のとおり変更されますので、御注意ください。

科目	給付事由	支給額（現行）	変更内容
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	1箇月の医療費が高額になったとき	自己負担限度額を30,000円とし、超えた分を支給	負担限度額を、 26年4月から40,000円、 27年4月から50,000円に引上げ
合算高額療養費附加金	1箇月の医療費が高額になったとき	自己負担限度額を60,000円とし、超えた分を支給	負担限度額を、 26年4月から80,000円、 27年4月から100,000円に引上げ

※給料月額が424,000円未満の組合員は、変更ありません。

## 1 1 消費税の改正に伴う利用料金の変更について

平成26年4月から消費税が5%から8%に改正されることに伴いまして、次のとおり、保養所きよみず及びスポーツ施設の利用料金に変更されますので、お知らせします。

### ○保養所きよみず

変更後の料金につきましては、福利厚生の本又は共済組合のホームページにて御確認ください。

### ○スポーツ施設

施設名	料金
ウェルネスクラブオーク21	1,080円
スイトピア	大人 1,080円
	子供 540円
	プールのみ 大人 320円
	プールのみ 子供 210円
スポーツクラブシップ桂	760円
HOS OGURA	540円
京都テルサフィットネスクラブ	830円
京都市健康増進センター (ヘルスピア21)	プール・ジム 510円
	プール(15歳以上) 310円
	プール(15歳未満) ※100円
	ジム ※200円
京都市ラクト健康・文化館 (ラクトスポーツプラザ)	大人 510円
	高校生 410円
	中学生 310円
	小学生 ※100円
同志社大学継志館 フィットネス	大人 1,000円
	小人 500円
ナカジマスイミングスクール	大人 320円
	子供 220円

※は料金変更なし。

## 1 2 保養所きよみずの廃止について

当組合が運営している保養所きよみずにつきまして、これまでから運営方法の見直しにより経費の削減に努めてまいりましたが、土地の賃借料や管理運営に係る委託料、公租公課、修繕費等で引き続き多大な経費が必要な状況が続いております。また、国からも施設運営に赤字が続くようであれば整理を検討することとの指導を受けております。

これらの状況や共済組合の厳しい財政状況を踏まえ、この度の第135回組合会におきまして、保養所きよみずを廃止することが承認されました。廃止の時期につきましては、施設の取扱いについての方向性を検討のうえ、決定してまいります。

## 13 平成26年度人間ドックの変更点について

平成26年度の人間ドックについては、4月上旬に募集予定ですが、以下の変更点があります。御確認のうえ、お申し込み願います。

### (1) 人間ドック自己負担金の変更

**人間ドックの自己負担金を、8,000円から10,000円に変更**します。

※脳ドック（自己負担金10,000円）、節目健診（自己負担金なし）については変更ありません。

### (2) 人間ドック検査項目の追加

人間ドック検査項目に、以下の検査項目を追加します。

- ・50歳以上の男性全員に前立腺がん検査
  - ・45歳以上の男女に選択制で肺がん（喀痰検査）検査（一部実施不可の健診機関あり）
- ※いずれも年齢は平成26年4月1日現在の年齢

## 14 新しい検診が始まります！～総合がん検診【充実型】を創設～

定期健康診断や特定健康診査の受診と組み合わせることで、人間ドック並みの検査とすることを目的に、総合がん検診【充実型】を創設します。募集時期は、平成26年10月頃の予定です。検診の詳細内容は以下のとおりです。

○検診内容【基本項目】眼底・眼圧・肺機能・腹部超音波・胃がん・大腸がん

【選択項目】乳がん・子宮がん・肺がん・前立腺がん

※乳がん・子宮がんについては女性のみ、肺がんについては45歳以上の男性、女性のみ、前立腺がんについては50歳以上の男性のみ  
(いずれも年齢は平成26年4月1日現在の年齢)

○自己負担金 5,000円（えらべる倶楽部（きょうとりフレッシュプラン）の利用可）

○受診期間 平成26年11月～平成27年3月（健診機関により異なる）

○募集時期 **平成26年10月頃**（予定）

○健診機関

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ・京都市立病院     | ・大澤クリニック      |
| ・堀川病院       | ・音羽病院         |
| ・京都予防医学センター | ・京都工場保健会      |
| ・京都市城南診療所   | ・シミズ四条大宮クリニック |

○注意事項

**人間ドックとの併用は不可ですので、総合がん検診【充実型】の受診を希望される方は、人間ドックの申込みはできません。**

## 15 「職員相談室」の開室時間の変更について

当組合では、職場や家族をはじめとした悩み事・心配事について、専門のカウンセラーが幅広く御相談に応じる職員相談室を開室しています。

なお、平成26年4月から第1, 3, 5月曜日の夜間に加え、第2, 4月曜日の夜間も開室します。これに伴い、カウンセラーの担当曜日が一部変更になりますので、御注意ください。

プライバシーは完全に守られていますので、どうぞお気軽に御来談ください。

曜日	月		火	水	木	金	土	
相談時間	(第1,3,5) 17:00~20:00	(第2,4) 13:30~16:30 <u>17:00~20:00</u>	9:30~ 12:30	17:00~ 20:00	9:30~ 12:30	13:30~ 16:30	(第1,3) 9:30~12:30 13:30~16:30	(第2,4,5) 13:30~ 16:30
カウンセラー	小林 隆 (産業カウンセリング)	<u>菅 佐和子</u> (心理臨床)	那須田律子 (心理臨床)	花谷 滋康 (産業カウンセリング)	団 士郎 (家族心理臨床)	宇佐美朋子 (心理臨床)	中川 佳苗 (心理臨床)	<u>小林 隆</u> (産業カウンセリング)

(祝日は除きます。)

### ●利用方法

職員又は職員の家族であること及び氏名を告げて電話で予約してください。

電話相談も受け付けています(電話相談は匿名可)。

**電話番号：075-212-7123**

### ●場 所

中京区寺町通二条上る ARTビル3階  
(京都市役所本庁舎から徒歩5分)



## 16 任意継続組合員の方も、えらべる倶楽部を御利用いただけます

えらべる倶楽部は、京都市職員の福利厚生事業の一環として、一般財団法人京都市職員厚生会(以下「厚生会」という。)が実施してまいりましたが、平成26年度からは、厚生会と共済組合の共同事業とすることとなりました。これにより、厚生会の会員ではない任意継続組合員の方も、えらべる倶楽部を御利用いただけることとなります。

この度の年度末退職の方で、4月15日までに任意継続の申請をお済ませの方につきましては5月1日から会員資格を取得することとなります(4月16日から4月20日(任意継続申請期限)までに申請をお済ませの方は6月1日)。また、本年3月末の時点で既に任意継続組合員の方は、4月1日から会員資格を取得することとなります。

なお、会員資格の取得についての詳細については、別途、御案内します。

えらべる倶楽部とは？

(株)JTB ベネフィットが提供する、会員制の福利厚生事業です。宿泊や映画の補助を受けられるほか、様々な業種の店舗や施設が割引等の価格で利用できます。